

中高層集合住宅等認定及び契約の 検査等の注意点について

川口市では中高層集合住宅等認定及び契約を行うにあたり、「中間検査」「親メーター検査」「竣工検査」の3つの検査に合格する必要があります。

(川口市給水装置工事設計施行基準第49条及び第50条第1項)

1. 中高層集合住宅等申込受付（フラットファイル提出）

下記リストの書類を綴じたフラットファイルを1部提出してください。

フラットファイルの提出が申込受付となります。

精査後、受付番号を附番した申込受付表の写しをお渡しします。

- ・ 中高層集合住宅等申込受付表
- ・ 中高層集合住宅等の申請チェックリスト
- ・ 給水条件書
- ・ 案内図
- ・ 工程表
- ・ 各階平面図
- ・ 屋外配管図
- ・ 屋内配管図
- ・ 配管系統図
- ・ 各戸メーター収納ボックス図
- ・ 流量計算書
- ・ 貯水槽または増圧ポンプ承認図
- ・ 貯水槽または増圧ポンプ廻り施工図
- ・ メーターバイパスユニット承認図 ※増圧ポンプ設置のみ
- ・ メーターユニット承認図
- ・ 吸排気弁承認図及び計算書
- ・ 水撃防止装置承認図（事前協議による）

*フラットファイルはA4サイズとし、色は問いません。

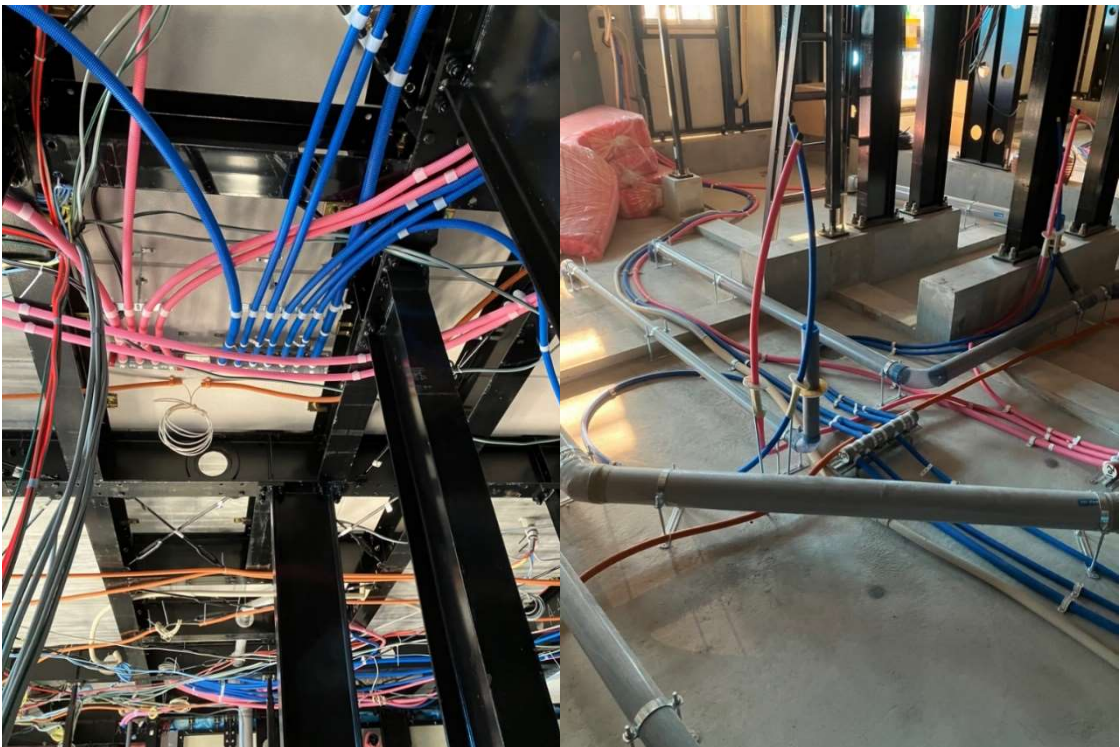
*表紙と背表紙に建物名称と指定給水装置工事事業者名を表記してください。

*各項目に対し、インデックスを貼付してください。

*フラットファイルに綴じる書類は事前協議と同様のものとし、下線を引いた書類については新たにご用意ください。

2. 中間検査

各戸メーター二次側の配管状況、各戸メーター収納ボックス（P S）の寸法確認を行います。部屋毎に配管状況が異なる場合は、全種類を検査対象とします。目視での確認となるため、検査合格までは天井や床の施工を控えてください。中間検査合格後、各戸メーターの発注が可能となります。



3. 親メーター検査

直結メーターの通水確認、止水栓から直結メーター一次側の耐圧試験、加圧装置の設置状況、型番の確認、配管露出部の保温状況、吐水口空間確保状況の確認を行います。また加圧装置の種類に合わせ、下記の確認をします。

ブースターポンプの場合：防振継手とバルブの設置状況（一次側・二次側）、緊急連絡先の表記、試運転報告書の提出等。

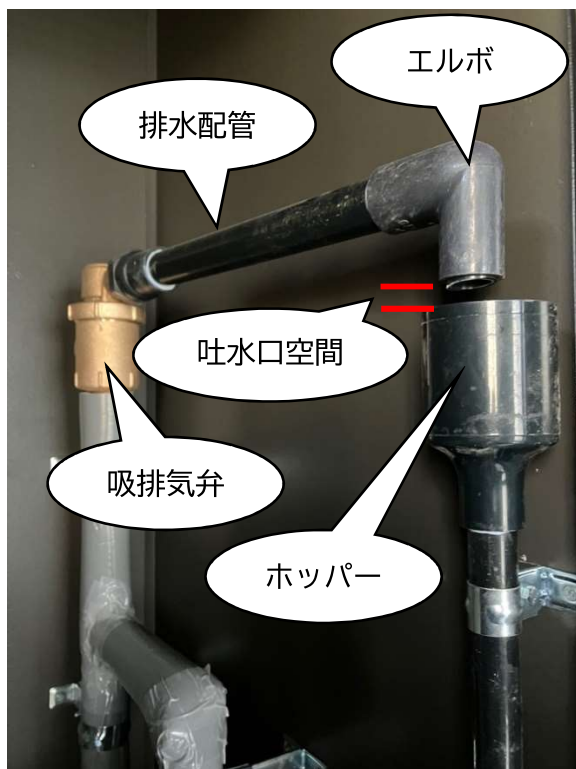
貯水槽の場合：壁・床・天井との離隔距離、蓋の施錠、オーバーフロー管・ホッパーの設置状況、防虫網の設置状況、ステッカー貼付状況等。

○その他、親メーター検査についての注意点

- ・メーターバイパスユニットのメーカーを確認いたします。
- ・直結メーター（親メーターを除く）の給水先が住居である場合は、部屋番号の表示を確認いたします。また、門標の貼り付けを行います。
- ・共用栓の栓数及び位置を確認いたします。
- ・親メーター検査合格後、中高層集合住宅等認定申込み及び中高層集合住宅等竣工検査申請が可能となります。

4. 竣工検査

吸排気弁と水撃防止装置（事前協議による）、交換用バルブ設置状況の確認
部屋番号及び各戸メーターの通水確認、系統バルブ、建物名称・住居表示、直結メーターの指針の確認をします。メーターユニット手前のバルブに常時開の札を取付けてください（札の裏面には部屋番号を記載）。また最上階で残留塩素の確認を行うので、特に貯水槽設置現場では事前にご準備ください。合格の場合は門標の貼付を行います。門標はドア枠・ドア本体・P S扉等、共用廊下から目視で確認できる場所に貼付けます。



事前協議を行った選定書通りの吸排気弁を設置してください。

吸排気弁に接続する排水配管は、下り勾配で全長1 m以下かつエルボを1つまでとする施工をしてください。

ホッパーは吐水口空間が取れるよう設置し、ズレが生じないように金具等で固定してください。



事前協議にて設置が必要な場合は、選定書通りの水撃防止装置を設置してください。
水撃防止装置を配管支持金具等で固定してください。



事前協議を行った配管系統図通りに施工をしてください。

配管口径、分岐本数等が変わると検査を中止する場合があります。

(写真は、系統管から1分岐につき
1メーターを設置した場合)



事前協議を行ったメーターユニット承認図（減圧弁の有無）通りにメーターユニットを設置してください。

凍結が想定される配管には断熱材で被覆する等の凍結防止措置を行い、各戸メーター及び減圧弁には着脱可能な保温カバーを設置してください。

メーターユニット前後のバルブに常時開プレートを設置し、その裏に部屋番号を表示してください。

凍結が想定されるため保温設置